

令和３年度令和新時代創造県民運動活動表彰実施要領

１ 表彰の対象

- (１) 県内における福祉活動、子育て支援、環境保全、安心・安全な地域づくり、地域交流、伝統・文化の保存、スポーツ活動、まちづくり、観光振興、農山漁村振興など各分野で地域の活力向上に貢献している地域づくり活動を行い、地域の活力向上に貢献している団体・個人が行う活動（以下「活動」という。）とし、以下のとおり一般部門、若者活動部門、企業SDGs部門に対象を区別する。

ア 一般部門

県内に事務所又は活動拠点があるNPO法人、地域づくり活動団体、個人の活動等

イ 若者活動部門

県内の高校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する学生、生徒が団体・個人で主体的に行う活動（学校の授業での活動を除く課外活動、クラブ活動、個人の活動等）。ただし、団体の場合、構成員の半数以上が学生、生徒であること。

ウ 企業SDGs部門

県内でSDGs（持続可能な開発目標）※¹を推進する企業が行う活動。ただし、非営利の社会貢献活動として行われる活動に限る。

- (２) 令和３年１月から令和３年１２月までの１年間に実施した又は実施する活動を対象とし、応募時点で活動が終了していても、継続中の活動であっても応募を可能とする。

※１ SDGsとは

平成２７年（２０１５年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載されている令和１０年（２０３０年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための１７の目標と１６９のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

２ 表彰の種類

(１) 知事表彰

各賞は、記載された件数を上限に授与する。

- ・最優秀賞※² １件 副賞 ５万円 令和新時代創造県民運動PR枠（日本海新聞）での取材記事掲載
- ・一般部門優秀賞 ４件 副賞 １万円
- ・若者活動部門優秀賞 ２件 副賞 １万円
- ・企業SDGs部門優秀賞 １件 副賞 記念品

(２) 協賛企業賞※³

- ・あいおいニッセイ同和損保賞 １件 副賞 ３万円
- ・大塚製薬賞 １件 副賞 ３万円相当の商品

※２ 最優秀賞は各部門優秀賞の中から決定する。若者活動部門優秀賞及び企業SDGs部門優秀賞の活動が最優秀賞となった場合は、重複受賞とし、最優秀賞の副賞を併せて授与する。

※３ 協賛企業賞は一般部門の中から決定する。

３ 応募方法

- (１) 令和新時代創造県民運動活動表彰応募用紙（様式第１号又は第２号）に所定の事項を記入し、活動内容を補足する写真、新聞記事、チラシ、パンフレットなどの関連資料を添えて、応募受付窓口等に提出すること。
- (２) 応募は、応募受付窓口への郵送、持参又は電子メール※⁴とする。

※４ 電子メールにて応募する場合は、応募用紙のみ郵送又は電子メールにて送付すること。応募受付後、本県から電子ファイルの送信方法（大容量ファイル送信システム「DECO Drive」を使用）を伝えるので、活動内容を補足する関連資料（電子データ）を送付（１回の送付の最大容量はデータ容量を３００MB以下）すること。

- (３) 自薦・他薦は問わないが、過去に表彰を受けた活動は対象としない。また、他薦の場合は被推薦者の同意を得ること。
- (４) 提出書類は返却しない。

4 審査及び発表（予定）

（1）1次審査（令和3年12月17日（金））

令和新时代創造県民運動推進委員会表彰部会において書類審査を実施し、一般部門の中から優秀賞、協賛企業賞候補を合わせて6件以内選出し、若者活動部門の中から2件以内、企業SDGs部門の中から1件以内の優秀賞を選定する。

（2）2次審査（令和4年1月11日（火））

1次審査通過者によるプレゼンテーションを行った後、令和新时代創造県民運動推進委員会表彰部会委員によって全ての部門の中から最優秀賞1件以内、協賛企業によって一般部門の中から協賛企業賞2件を選定する。

（3）結果発表及び表彰（令和4年1月30日（日））

表彰式において最優秀賞、一般部門優秀賞、若者活動部門優秀賞、企業SDGs部門優秀賞、あいおいニッセイ同和損保賞及び大塚製薬賞の発表、並びに、表彰状及び副賞の授与を行う。

5 募集期間

令和3年10月11日（月）から令和3年11月19日（金）午後5時必着

6 応募受付窓口等

（1）受付（持参、郵送又は電子メール等）及び問合せ

窓口等	住所等
鳥取県 県民参画協働課 県民運動推進担当	住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 メールアドレス kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp 電話番号 0857-26-7248 ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/288500.htm

（2）持参の場合のみ

窓口	住所等
鳥取県 東部地域振興事務所 東部振興課	住所 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地 電話番号 0857-20-3659
鳥取県 中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課	住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 電話番号 0858-23-3177
鳥取県 西部総合事務所 県民福祉局 中山間地域振興チーム	住所 〒683-0054 米子市糺町一丁目160番地 電話番号 0859-31-9606
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 地域振興課	住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140番地1 電話番号 0859-72-2080

[参考]

■「令和新时代創造県民運動」とは

若者をはじめあらゆる年代の方々による環境、福祉、防災、地域文化、まちづくりなど、様々な分野・地域で行われている「地域の活力」を創造する活動が「令和新时代創造県民運動」です。

■例えば、こんな活動も…

草取りやごみ拾いなどのボランティア活動、地域を元気にするために開催される地域イベント、安全安心のためのまちづくり活動、地域の未来を考える研修会・座談会など、身近に行われている活動も「令和新时代創造県民運動」です。